

## 第32回入善町農業委員会議事録

令和8年3月10日午後1時30分から第32回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 17名

出席委員 16名

1番 五十里 章	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	8番 竹田 隆浩	9番 嶋先 良昭	10番 安藤 清雅
11番 小林 真一郎	12番 米山 義隆	13番 坪野 和夫	14番 前田 俊彦
15番 永山 美和	16番 亀田 英司	17番 上野 好雄	18番 田中 吉春

欠席委員 1名

2番 廣清 奈緒美

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第109号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第110号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第111号 農地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

みなさま、おつかれさまです。大変お忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。極端な三寒四温の中、体調管理が非常にづらい時期になりますが、確実に春が近づいていると感じております。皆さんもご存じの通り、ほとんどの方は3月頭で法人税の納税が終わり、来週は確定申告最終日ということで、農家の皆さんは今までにない大きい納税額になったかと思います。私も30数年間やってきた中で一番大きい納税額になりました。今度は予定納税があり、すでに大きな金額が予定されていて、それまでにその金額を用意しておかなければならないというプレッシャーの中でやっております。しかしながら、税金を納めるということは確実に経営上の体力がついたということでもありますので、体力がつけば更なる発展にも繋がるということで、税金を納められる経営体制を作っていければと思っています。それから、今年度最後の総会であり、事務局の皆さん、お世話になりどうもありがとうございました。春の作業も始まっていきます。とにかく労災事故がないように十分に気を付けていただいて、体調管理も含めて春の農作業に従事していただければと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長 (米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長 (米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。16番亀田委員と18番田中委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長 (米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長 (米山 義隆)

次に、日程第3、議案第109号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第109号、農地法第4条の規定による意見進達について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町野中〇〇〇、地目は田、現況は宅地、面積は合計で21.92㎡です。申請地の位置図は2ページをご覧ください。申請人は入善町野中〇〇〇〇の〇〇 〇さんで、用途は「住宅敷地の拡張」です。

申請人の父は、平成15年頃、宅地内にあった農機具格納庫を移設した際に、北東方向からの強風から家屋を守るために、移設跡地やその周辺に植栽や石積み、生垣などを設置しました。

今回、敷地の確認を行ったところ、庭の一部が農地にかかっていることが判明したため、是正すべく、転用の申請にいたしました。

申請地は、住宅を雨風の影響から守るために必要な最小限の面積であり、雨水排水は自然透過になります。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存施設の拡張」の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えます。なお、申請地につきましては令和8年2月17日に除外済であり、隣接の農地は、引き続き本人が耕作します。違反転用を反省する始末書や、入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は田中委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、申請地は入善町野中〇〇〇、地目は田、現況は宅地、面積は合計で243.34㎡です。申請地の位置図は2ページをご覧ください。申請人は入善町野中〇〇〇〇の〇〇 〇さんで、用途は「農機具格納庫及び搬入路」です。

申請人の家は兼業農家で、昭和62年頃に住宅敷地(野中〇〇〇〇)の東側に農機具格納庫を建築しました。しかし、南側の町道から農機具格納庫に入るには高低差があり出入りが大変だったため、東側の町道から出入りができるようにしたいと、土盛り整地して農機具格納庫を移設し、同時に野中108番1の農地への搬入路も含めて農作業がしやすくなるように整備しました。

自分の所有する農地に、自らが利用するための農業用施設を設置する場合は、その面積が200㎡未満であれば農地転用の手続きが不要です。

しかし、今回、住宅敷地の確認を行っていたところ、事業に必要な面積が243㎡と、転用手続きが必要であったことが判明したため、是正すべく、始末書を添付のうえ、今回の申請に至りました。

申請地につきましては、農用地区域内の農地で、転用理由は「農機具格納庫及び搬入路」、許可基準は「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合することから、転用の区分と転用の目的に問題ありません。

また、申請地は令和7年11月12日に農業振興地域整備計画の農用地区域の用途区分変更済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は田中委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、2番、田中委員をお願いします。

田中委員

この2件は同じ敷地内でしたので同時に確認させていただきました。事務局から説明のあったとおりで、すでにこういった形で出来上がっていますので、特に耕作上も問題ないと考えハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。

五十里委員

〇〇〇はどういった状態でしょうか。

田中委員

〇〇〇は畑になっていまして、果樹等が植えられています。〇〇〇に関しては毎年大豆を作っている状態です。管理は適正にされています。

議長（米山 義隆）

この下の部分は为什么呢。

事務局

元々、農機具格納庫が移設前にあった場所になります。この農機具格納庫がなくなったため、風よけのために植栽等をしたということです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第109号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事に進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第110号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第110号、農地法第5条の規定による意見進達について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請地は入善町一宿〇〇〇、地目は田、現況は宅地、面積は152㎡です。

譲渡人は、入善町一宿〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は入善町一宿〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地の拡張」、「所有権移転」の申請になります。

譲受人の〇〇〇〇さんは、申請地に隣接する自己所有の宅地、一宿〇〇〇に住んでいましたが、昭和57年に、家屋の老朽化や家族が増えたことにより、宅地と隣接する申請地の2筆に、住宅を新築する工事を計画しました。

その際に、譲渡人の亡くなった父〇〇〇〇さんに、申請地を宅地として貸与することについて承諾をもらっており、〇〇〇〇さんは、農地法の手続きが済んでいるものと思い、昭和58年に住宅を建築しました。

今回、亡くなった父の相続登記に伴い、〇〇〇〇さんが土地の確認を行ったところ、申請地を無断転用の状態で貸与していることが判明したため、始末書を添付して転用申請するものです。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「隣接する土地との一体利用」の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては昭和47年2月25日に除外済で、違反転用を反省する始末書や、隣接耕作者の同意、入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は小林委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、申請地は入善町西中〇〇〇、地目・現況ともに田、面積は724㎡です。貸渡人は、入善町西中〇〇〇にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は入善町西中〇〇〇 農事組合法人〇〇〇〇さんです。

転用目的は「農作業場敷地」、権利については、「賃借権の設定」になります。

貸渡人の〇〇〇〇さんは、借受人の農事組合法人〇〇〇〇の構成員です。農事組合法人〇〇〇〇さんは、これまでも申請地を耕作し、今後も分筆後の残地を耕作する予定です。現在、農事組合法人〇〇〇〇さんは、申請地に隣接する〇〇〇〇さんの宅地内に建っている納屋で、農作業を行っていますが、狭く老朽化も進んでいるため、申請地を借り受けて、法人所有の農作業場を新築する計画をたてたことから、今回の申請を行うものです。

申請地には、大型の乾燥機を3台、糶摺り計量設備や自動選別計量器なども設置し、複数人で作業が可能な建物を建設します。また、作業員用の駐車場や、農作業車の進入旋回スペースなど、農作業に必要な面積となります。

なお、雨水排水は自然浸透となります。

申請地につきましては、農用地区域内の農地で、転用理由は「農作業場敷地」、許可基準は「農用地

利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合することから、転用の区分と転用の目的に問題ありません。

また、申請地は令和8年2月18日に農業振興地域整備計画の農用地区域の用途区分変更済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます

農業委員の意見書は田中委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、小林委員お願いします。

小林職務代理者

2月10日に譲渡人から申出がありまして、翌日に譲受人に話を伺い、現場の農地を確認してきました。建物の敷地がぎりぎりの状態で農地の一部を宅地として活用しないと新居を建てられないのではないかという状況だったと思われまます。賃貸借だったのですが、相続する中で売買したほうがいいたろうということで、行政書士に相談したところ転用許可を得ていなかったということでした。長年にわたり宅地として活用されてきて、転用の面積も小さいということで地域農業への影響もないということで、始末書をつけての許可に問題はないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号2番、田中委員お願いします。

田中委員

作業場を建てるということで、話を伺いました。特に問題はないと判断しハンコを押しました。申請地の西側の三角になっている部分も籾殻の排出地や雑木もありますが、農地のままになっており、そこも含めての話としてハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

今の話だと、三角部分はこれからということですか。

事務局

三角の部分は農地として活用すると聞いています。農事組合法人〇〇〇〇さんが管理されるということでした。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第110号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事に進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に議案第111号、農地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第111号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

**【別紙一覧で説明】**

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、66件、134筆、214,200㎡

再設定は、539件、1,229筆、2,191,459㎡

合わせて605件、1,363筆、2,405,659㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

また、配分先変更については、いつもは、地区別に記載していましたが、今回は31ページからまとめて記載してあります。

以上、よろしくをお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございます。非常に件数が多いですから、各委員の地区を見ていただいて、質疑等があればご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

飯野地区は○○○○さんが新規で入ってきて、地図の色分けも変わってきますね。

議長（米山 義隆）

小林委員は県におられた方だから聞いてみますが、今回量がたくさんあって、入善町農業公社の横山局長とも話をしていたのですが、すごい大変だったということでした。その中で、新とか再はハンコを取り直すというのが契約上必要ですが、集約化していくための農地の異動がありますが、こういったものを簡素化していくことが必要ではないかと契約書を交わさずに変更することは可能ですか。

小林職務代理者

私も公社を離れて7年以上になりますので、最近の流れはよく存じないのですが、基本、県の農地中間

管理機構が作るときには、国の要領に基づいて、その通りに行うということになりますので、国との協議の中で効率化している面はありますが、根本的なルールを変えていくという意味は国にはないかと思っておりますので、その中でやれる現実的な効率化は公社で取り組んでいるとは思っています。

議長（米山 義隆）

いまだに捨て印や契約印でハンコを押すだけでも大変で、何か改善していけばよいと思っているのですが。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第111号、農地利用集積等促進計画案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

委員の方から何かありますか。

小林職務代理者

先日行われました意見交換会ですが、それぞれのところに農業委員の方がまとめておられたかと思いますが、もしよろしければ他のテーブルでどういった整理になったのかだしていただけないですか。

事務局

承知しました。テーブルによって書き方が異なるのでとりまとめた形で来月出したいと思います。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。  
令和8年4月9日木曜日午後1時30分より行います。  
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和7年度農業委員会研修会について）

事務局

（サイバーセキュリティを確保するための方針について）

事務局

（入善桜まつりについて）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第32回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総

会は令和8年4月9日木曜日、午後1時30分になります。

(閉会 午後2時10分)

--